

○第220回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成31年2月22日（金） 14：30～17：00

議事概要

（1）動物用医薬品（ジエチルステルベストール）の食品健康影響評価について

審議の結果、ジエチルステルベストールの一日摂取許容量（ADI）を設定すべきでないことが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

（2）動物用医薬品（キシラジン）の食品健康影響評価について

審議の結果、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいてはキシラジンの一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はないとされ、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* ジエチルステルベストール：

非ステロイド性合成ホルモン剤です。1970年ごろまで、流産防止等を目的としてヒト用医薬品として使用されていましたが、現在は多くの国で妊娠中の使用が禁止されています。動物用医薬品としては国内では使用されておらず、現在は海外でも使用されていません。ポジティブリスト制度導入に、食品において「不検出」と設定されています。

* キシラジン：

鎮静剤で、牛、馬等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。